

2022 年度診療報酬改定の概要：感染管理分野に関すること

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、感染管理分野に関する見直し・新設が多くありましたので、以下に抜粋しました。詳細は改訂概要をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000894869.pdf>

感染防止対策加算⇒感染対策向上加算へ変更、新設されています

・感染対策向上加算 1～3（加算 3 の新設）

⇒加算 1 では 710 点、加算 2 は 175 点、加算 3 は 75 点と大幅に増え、要件も高くなっています。

⇒加算 2 では、175 点となり、新設された加算 3 は 75 点の点数がつけました。

- ・ 加算 1, 2 は、新興感染症発生時の受け入れ態勢を有するという要件が加わりました。
- ・ 加算 1 においては、「感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合及び感染対策向上加算 2、感染対策向上加算 3 又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関に対する助言に係る業務を行う場合には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる。」と下線部分が追加されています。
- ・ 加算 3 については、専任の院内感染管理者を配置が要件ですが、感染管理に関わる資格の有無は明記されていませんので、これまで加算 2 に該当しなかった施設へも加算が取れるように枠が広がっています。

・加算 1 に対する指導強化加算の新設

⇒30 点が加わっています。

「感染防止対策に関する医療機関間の連携体制」から「感染症対策に関する医療機関間の連携体制」へ変更となりました。

感染対策向上加算 2、感染対策向上加算 3 又は外来感染対策向上加算に係る届出を行っている保険医療機関との連携が対象となっており、感染管理指導、連携の更なる強化が求められる内容です。

また、加算 1、加算 2 の施設基準には「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて感染症患者を受け入れる体制を有し、そのことについてホームページ等により公開していること。」、「新興感染症の発生時等に、感染症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有すること。」、加算 3 の施設基準には「今回の新型コロナウイルス感染症発生時の体制を踏まえた感染症対策の強化」が求められています。

・加算2、加算3に対する連携強化加算の新設

施設で要件を満たしていれば、加えて「連携強化加算：30点」が取得でき、さらにサーベイを行っていれば「サーベイランス強化加算：5点」がとれます。

連携強化加算については「感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について」の報告を行うということと加算1施設との定期的なカンファレンス内容が示され、感染防止対策に加え抗菌薬適正使用の更なる推進が盛り込まれました。

・加算2、加算3に対するサーベイランス強化加算の新設

⇒1点/患者1名、月1回

点数は低いですが、サーベイランスに関する内容が盛り込まれたことは、感染管理上とても大きいことです。

・外来感染対策向上加算の新設

⇒6点

- ・ 診療所における感染対策が評価されています